

令和3年7月2日  
群馬県総務部財産有効活用課  
027-226-2065  
群馬県農政部農政課  
027-226-3011  
群馬県西部農業事務所  
027-322-0539

## 車検切れ公用車の運行について

群馬県西部農業事務所（藤岡地区農業指導センター・富岡地区農業指導センター）において、公用車2台の継続検査が実施されず、自動車検査証の有効期限を過ぎた車両を運行したことが判明しました。

このような事態を招いたことを深く反省し、県民の皆様に深くお詫びしますとともに、今後このような事態が発生しないよう公用車の管理を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

### 1 経緯

- (1) 令和3年6月30日(水)、西部農業事務所職員が、公用車の任意保険の更新状況を確認したところ、藤岡地区農業指導センターで使用する公用車1台、富岡地区農業指導センターで使用する公用車1台が、有効期間の満了する令和3年6月16日(水)までに継続検査を受検していないことが判明しました。  
このため、7月2日(金)に藤岡警察署、富岡警察署へ通報しました。
- (2) 本件が発覚するまでの間の運行状況
  - ・藤岡地区農業指導センター 7日間・10回・走行距離218km
  - ・富岡地区農業指導センター 7日間・7回・走行距離304km
- (3) なお、当該車両は、6月30日(水)にレッカー車による運搬を行い、検査済みです。

### 2 原因

各センターは、公用車の管理担当者を決め、複数の職員で車検満了日を共有していましたが、当該車両に関しては、車検の期限を失念し、継続検査が実施されませんでした。

### 3 再発防止策

- (1) 改めて、物品管理者の責任のもと、所内複数所属によるチェック体制を強化し、再発防止を徹底します。
- (2) 車両管理については、車検の有効期間満了日を複数の職員で月1回以上確認します。
- (3) 公用車備え付けの公用車使用簿の表裏に車検の有効期間を表示し、運転前の確認を徹底します。  
なお、県では、同様の事例がないか、公用車の全台について調査を行っています。

